

## 第7章 危機管理

### (危機管理)

第19条 議会は、災害時において機能的に対応できるよう危機管理体制の整備に努め、市長等と連携するものとする。

### (災害時の対応)

第20条 議長は、災害が発生した場合、大船渡市議会災害対策会議を設置することができる。

2 議会は、市長等と連携し、災害対策活動を支援するとともに、被災者と情報共有、連携、相談等を行うものとする。

3 議会は、災害等の状況等を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じ市長等に対し、提言及び提案を行うものとする。

**解説** 本章では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓から、基本的な議会对応のあり方を定めています。

## 第8章 議会事務局の充実

### (議会事務局の体制整備)

第21条 議会は、議員の政策形成、政策立案等を補助する組織としての議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化を図るものとする。

### (議会図書室)

第22条 議会は、法第100条第19項の規定により議員の調査研究に資するため、議会図書室を設置する。

2 議会は、議員の政策形成能力及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。

**解説** 本章では、議会・議員を補佐するため、議会事務局機能と議会図書室の充実に努めることを定めています。

## 第9章 継続的な評価及び検討

第23条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において継続的に評価及び検討するものとする。

2 前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講ずるものとする。

**解説** 本章では、本条例の目的が達成されているか否かの検証を継続的に議会運営委員会で行うことを定めています。

2 委員会は、市政課題の所管事務調査を実施し、政策立案・政策提言に結びつくよう努め、委員長は、必要に応じて各委員会間の調整を図るものとする。

3 委員会は、市民からの要請に応じ、又は市政課題に対応するため、市民との懇談を積極的に行うよう努めるものとする。

4 委員会の運営等は、別に条例で定める。

### (議員研修の充実)

第14条 議会は、議員の政策形成能力及び立案能力向上のため、積極的に議員研修の充実強化を図るものとする。

### (政務活動費)

第15条 議員は、大船渡市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年大船渡市条例第3号）に基づき交付された政務活動費について、調査研究その他の活動に資するため適切に執行するとともに、透明性の確保に努めるものとする。

### (議会広報)

第16条 議会は、広報紙を発行し、その内容の充実に努めるとともに、多様な広報媒体を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

**解説** 本章では、議会の機能強化を図るために委員会活動や議員研修の充実に努めること、議員間の自由討議を通じた政策提言や他の自治体議会との交流等に努めること、政務活動費の透明性を確保することを定めています。

## 第6章 議員の政治倫理並びに定数及び報酬

### (議員の政治倫理)

第17条 議員は、市民の代表として倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員の品位を保持し、識見を高めるよう努めるものとする。

### (議員定数及び議員報酬)

第18条 議員定数及び議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員は、議員定数又は議員報酬を改正するときは、市政の現状及び課題、他市等の状況並びに議会が果たす役割を考慮するよう努めるものとする。

**解説** 本章は、議員のモラルや、議員定数・議員報酬を検討するにあたっての基本的な考え方を定めています。



確に把握し、積極的に政策提案を行うこと。

- (2) 自らの資質向上に努め、誠実かつ公正な職務遂行に努めること。
- (3) 議会が議論の場であること及び合議体であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を尊重すること。
- (4) 議会の構成員として、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を円滑に実施するため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派を結成することができる。

- 2 会派は、議会の政策形成に資するための調査研究を行うとともに、必要に応じて会派間の調整を行い、合意形成に努めるものとする。

**解説** 本章は、議会・議員の活動原則を明らかにし、議会が市民の多様な意見を把握すること、議会として積極的に政策形成を行うこと、市民の意見を市政に反映させていくことを規定しています。また、そのために会派を結成できることを定めています。

### 第3章 市民と議会の関係

(市民参加)

第6条 議会は、市民の議会活動に参加する機会の確保に努め、市民の意見及び知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等の活用にも努めるものとする。

第7条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、誠実かつ適切に審査を行うものとする。

- 2 議会は、前項の審査に当たっては、提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

(情報公開)

第8条 議会は、会議を原則公開し、説明責任を果たすとともに、市民と議会が情報及び意見を交換する機会を多様に設けるものとする。

**解説** 本章では、活動原則を基に「市民参加による多様な意見把握」「市民に対する説明責任」を具現化することを目指し参考人制度等の活用や常任委員会で行う意見交換会の場を積極的に設けることを定めています。

### 第4章 市長等と議会の関係

第9条 二代表制の一翼を担う議会は、市長及び執行機関の長（以下「市長等」という。）との間において常に緊張関係を保持し、事務の執行の監視及び評価を行うものとする。

- 2 本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。

- 3 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長長の許可を得て、議員の質問の内容を明確にするため反問することができる。

第10条 議会は、市長等が提案する政策等について必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

**解説** 本章では、活動原則に掲げる「事務執行の監視、評価」を行うこと、「わかりやすい議会運営」を具現化するため一般質問において一問一答や反問を行うこと、及び必要な情報を求めることについて定めています。

### 第5章 議会機能の強化

(議決事件の拡大)

第11条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件の追加を積極的に検討するものとする。

- 2 前項の議会の議決すべき事件に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(議会機能の強化)

第12条 議会は、政策の立案及び提言に関する機能が十分発揮できるよう効率的な運営に努めるとともに議会機能の強化を図るものとする。

- 2 議会は、議員相互の自由な討議を尽くして合意形成を図り、共通認識を深めるため必要に応じて協議の場を開催するものとする。

- 3 議会は、必要に応じて他の自治体の議会と政策及び政策運営について意見の交換を行い、交流及び連携を図るものとする。

- 4 市政の課題に関する調査のため必要があるときは、知識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

(委員会の活動)

第13条 議会は、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査・調査するとともに、委員会を適切に設置し、活用するものとする。